

警報発令等における対応について

平素から、本校教育にご支援とご協力をいただき、深く感謝いたします。
さて、標題の件につきまして、お知らせいたします。よろしくお願いいたします。

◆基本的な対応について◆

(1) 午前6時段階で、『特別警報』が尾道市を含む地域に1つでも発令されている場合

※【①尾三地域, ②広島県南部, ③広島県全域】が該当する。

【特別警報は→大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮】が該当する。

○臨時休業です。

(2) 午前6時段階で、『警報』が尾道市を含む地域に1つでも発令されている場合

※【①尾三地域, ②広島県南部, ③広島県全域】が該当する。

【警報は→大雨・暴風・洪水・暴風雪・大雪・波浪・高潮】が該当する。

○自宅待機です。

①午前11時までに警報が解除になった場合は、家庭で昼食を済ませ、13時10分までに学校へ登校してください。

②午前11時以降も継続の場合は、臨時休業です。

※午前6時段階で『警報』が発令されている時は給食はありません。

途中で解除になっても給食がないので、自宅で昼食を食べて登校してください。

(3) 午前6時以降に『警報』が発令され、まだ自宅に居る場合

○自宅待機です。

(ただし、発令時刻や登校状況を踏まえ、学校メールでお知らせします)

①午前11時までに警報が解除になった場合は、家庭で昼食を済ませ、13時10分までに学校へ登校してください。

②午前11時以降も継続の場合は、臨時休業です。

(4) 生徒が登校後、『警報』が発令または発令が予測される場合

①学校待機（通常どおり授業を行います。）

②学校で下校等の対応を協議し、教職員が引率して集団下校等を行います。

※自宅待機や臨時休業、登校後の警報発令による下校時刻の変更等の連絡は、メールにて行います。メール配信登録にご協力ください。

◆生徒のみなさんへ◆

(1) 臨時休業中（自宅待機中も）

・外出は絶対しないこと。

(2) 一斉下校時や警報解除後

・増水している河川には近づかない。

・高潮の恐れのある海岸には近づかない。

・地盤のゆるんでいる箇所には近づかない。

・切れた電線には近づかない。